

第899回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成29年10月12日（木）午後1時30分から
場 所：県行政庁舎16階 教育委員会会議室

1 出席点呼

2 開会宣言

3 第898回教育委員会会議録の承認について

4 第899回教育委員会会議録署名委員の指名

5 専決処分報告

- (1) 「宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正」及び「校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正」について (総務課・教職員課)

6 議 事

- 第1号議案 職員の人事について (教職員課)
第2号議案 県立特別支援学校学則の一部改正について (特別支援教育室)
第3号議案 宮城県立高等学校学則の一部改正について (高校教育課)

7 課長報告等

- (1) 平成29年度みやぎ教育の日推進大会の開催について (総務課)
(2) 志教育フォーラム2017の開催について (義務教育課)
(3) みやぎ産業教育フェア(さんフェア宮城2017)の開催について (高校教育課)
(4) 弾道ミサイル発射時の県教育委員会及び各学校の対応について (スポーツ健康課)
(5) 平成29年度防災教育を中心とした学校安全フォーラムの開催について (スポーツ健康課)
(6) 第41回全国高等学校総合文化祭(みやぎ総文2017)終了報告書について (全国高校総合文化祭推進室)

8 資料(配布のみ)

- (1) 教育庁関連情報一覧 (総務課)
(2) ルルブル親子スポーツフェスタ (教育企画室)
(3) 平成30年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項等 (高校教育課)
(4) 平成30年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況(9月末現在)について (高校教育課)
(5) 平成29年度学校の校庭等における空間放射線量率測定結果について (スポーツ健康課)
(6) MIYAGI 2017南東北インターハイNEWS第11号 (全国高校総体推進室)
(7) 宮城県図書館企画展「伊達文庫－仙台藩 叡智の礎－」 (生涯学習課)

9 次回教育委員会の開催日程について

10 閉会宣言

「宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正」及び「校長及び
教員の採用手続に関する規則の一部改正」について

「宮城県教育委員会行政組織規則（昭和４１年宮城県教育委員会規則第４号）の一部改正」及び「校長及び教員の採用手続に関する規則（昭和３１年宮城県教育委員会規則第９号）の一部改正」について、教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和３１年宮城県教育委員会規則第１２号）第３条第１項の規定により平成２９年９月１３日専決処分した。よって同条第２項の規定により報告する。

平成２９年１０月１２日提出

宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁

「宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正」及び 「校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正」の概要

1 改正の理由

南三陸教育事務所の移転によるもの

東日本大震災で被災した気仙沼合同庁舎の再建による事務所の正式移転に伴い、下記のとおり教育委員会規則の改正を行ったもの。

2 改正の内容

規則名	改正内容
宮城県教育委員会行政組織規則	第20条中南三陸教育事務所の名称を「宮城県南三陸教育事務所」から「宮城県気仙沼教育事務所」に、位置を「本吉郡南三陸町」から「気仙沼市」に変更したもの。
校長及び教員の採用手続に関する規則	再任用採用願書（様式第8号）中「南三陸教育管内」を「気仙沼教育管内」に変更したもの。

3 施行期日

平成29年10月10日

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）新旧対照表

改正後	現行	備考																		
<p>第一条～第十九条 （略）</p> <p>（教育事務所） 第二十条 （略）</p> <p>2 教育事務所の名称、位置及び所管区域は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="762 152 1054 931"> <tr> <td data-bbox="970 152 1054 349">名称</td> <td data-bbox="887 152 970 349"></td> <td data-bbox="762 152 887 349">宮城県気仙沼教育事務所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="970 349 1054 495">位置</td> <td data-bbox="887 349 970 495">(略)</td> <td data-bbox="762 349 887 495">気仙沼市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="970 495 1054 931">所管区域</td> <td data-bbox="887 495 970 931">(略)</td> <td data-bbox="762 495 887 931">気仙沼市、本吉郡</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	名称		宮城県気仙沼教育事務所	位置	(略)	気仙沼市	所管区域	(略)	気仙沼市、本吉郡	<p>第一条～第十九条 （略）</p> <p>（教育事務所） 第二十条 （略）</p> <p>2 教育事務所の名称、位置及び所管区域は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="762 987 1054 1776"> <tr> <td data-bbox="970 987 1054 1184">名称</td> <td data-bbox="887 987 970 1184"></td> <td data-bbox="762 987 887 1184">宮城県南三陸教育事務所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="970 1184 1054 1330">位置</td> <td data-bbox="887 1184 970 1330">(略)</td> <td data-bbox="762 1184 887 1330">本吉郡南三陸町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="970 1330 1054 1776">所管区域</td> <td data-bbox="887 1330 970 1776">(略)</td> <td data-bbox="762 1330 887 1776">気仙沼市、本吉郡</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	名称		宮城県南三陸教育事務所	位置	(略)	本吉郡南三陸町	所管区域	(略)	気仙沼市、本吉郡	<p>○南三陸教育事務所の移転に伴う整理</p>
名称		宮城県気仙沼教育事務所																		
位置	(略)	気仙沼市																		
所管区域	(略)	気仙沼市、本吉郡																		
名称		宮城県南三陸教育事務所																		
位置	(略)	本吉郡南三陸町																		
所管区域	(略)	気仙沼市、本吉郡																		

校長及び教員の採用手続に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第九号） 新旧対照表

改正後

第一条～第五条
様式第1号～様式第7号
(略) (略)

様式第3号		再任用採用願書				
提出年月日	年 月 日	退職(予定)年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
所属・職名						
氏名	印		性別	□男 □女	生年月日(年齢)	
職員番号			電話番号	(年 月 日 生 歳)		
現住所	(〒)		電話番号			
退職後の住所	(〒)		電話番号			
再任用希望の校種	<input type="checkbox"/> 市町村立小中学校(義務教育学校を含む。) <input type="checkbox"/> 県立学校					
免許状	免許状の種類・教科又は領域	有効期間の満了の日又は修了確認期限				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
所有資格等						
勤務年数	小学校 年 月	中学校 年 月	義務教育学校 年 月	高等学校 年 月	中等教育学校 年 月	
希望勤務形態	<input type="checkbox"/> 常勤(週38時間45分勤務)を希望する。 <input type="checkbox"/> 短時間勤務を希望する(希望がかなわない場合には常勤を希望する。) <input type="checkbox"/> 週28時間15分勤務希望 <input type="checkbox"/> 週18時間30分勤務希望 <input type="checkbox"/> どちらでもよい <input type="checkbox"/> 短時間勤務を希望する(希望がかなわない場合には再任用を希望しない。) <input type="checkbox"/> 週28時間15分勤務希望 <input type="checkbox"/> 週18時間30分勤務希望 <input type="checkbox"/> どちらでもよい <input type="checkbox"/> 常勤, 短時間勤務のどちらでもよい。					
	希望勤務地	市町村立小中学校	<input type="checkbox"/> 大河原教育管内 <input type="checkbox"/> 仙台教育管内 <input type="checkbox"/> 北部教育管内大崎地区 <input type="checkbox"/> 北部教育管内栗原地区 <input type="checkbox"/> 東部教育管内登米地区 <input type="checkbox"/> 東部教育管内石巻地区 <input type="checkbox"/> 気仙沼教育管内			
		県立学校	<input type="checkbox"/> 東部北地区 <input type="checkbox"/> 東部南地区 <input type="checkbox"/> 北部北地区 <input type="checkbox"/> 北部南地区 <input type="checkbox"/> 中部地区 <input type="checkbox"/> 南部地区			
	その他特記事項					
	【記入上の注意事項】					
1) 「年齢」欄は、再任用職員として勤務を希望する年度の4月1日現在における年齢を記入すること。						
2) 「退職後の住所」欄は、退職後の住所が現住所と異なる場合のみ記入すること。						
3) 「再任用希望の校種」欄は、「市町村立小中学校(義務教育学校を含む。)」又は「県立学校」のいずれかを選択すること。						
4) 「希望勤務地」欄は、市町村立小中学校(義務教育学校を含む。)希望者は「市町村立小中学校」欄の、県立学校希望者は「県立学校」欄の勤務地の中からそれぞれ選択すること(複数選択することが望ましい。)						
5) 「その他特記事項」欄は、特に配慮を希望する事項等を記入すること。						

現行

第一条～第五条
様式第1号～様式第7号
(略) (略)

様式第3号		再任用採用願書				
提出年月日	年 月 日	退職(予定)年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
所属・職名						
氏名	印		性別	□男 □女	生年月日(年齢)	
職員番号			電話番号	(年 月 日 生 歳)		
現住所	(〒)		電話番号			
退職後の住所	(〒)		電話番号			
再任用希望の校種	<input type="checkbox"/> 市町村立小中学校(義務教育学校を含む。) <input type="checkbox"/> 県立学校					
免許状	免許状の種類・教科又は領域	有効期間の満了の日又は修了確認期限				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
所有資格等						
勤務年数	小学校 年 月	中学校 年 月	義務教育学校 年 月	高等学校 年 月	中等教育学校 年 月	
希望勤務形態	<input type="checkbox"/> 常勤(週38時間45分勤務)を希望する。 <input type="checkbox"/> 短時間勤務を希望する(希望がかなわない場合には常勤を希望する。) <input type="checkbox"/> 週28時間15分勤務希望 <input type="checkbox"/> 週18時間30分勤務希望 <input type="checkbox"/> どちらでもよい <input type="checkbox"/> 短時間勤務を希望する(希望がかなわない場合には再任用を希望しない。) <input type="checkbox"/> 週28時間15分勤務希望 <input type="checkbox"/> 週18時間30分勤務希望 <input type="checkbox"/> どちらでもよい <input type="checkbox"/> 常勤, 短時間勤務のどちらでもよい。					
	希望勤務地	市町村立小中学校	<input type="checkbox"/> 大河原教育管内 <input type="checkbox"/> 仙台教育管内 <input type="checkbox"/> 北部教育管内大崎地区 <input type="checkbox"/> 北部教育管内栗原地区 <input type="checkbox"/> 東部教育管内登米地区 <input type="checkbox"/> 東部教育管内石巻地区 <input type="checkbox"/> 南三陸教育管内			
		県立学校	<input type="checkbox"/> 東部北地区 <input type="checkbox"/> 東部南地区 <input type="checkbox"/> 北部北地区 <input type="checkbox"/> 北部南地区 <input type="checkbox"/> 中部地区 <input type="checkbox"/> 南部地区			
	その他特記事項					
	【記入上の注意事項】					
1) 「年齢」欄は、再任用職員として勤務を希望する年度の4月1日現在における年齢を記入すること。						
2) 「退職後の住所」欄は、退職後の住所が現住所と異なる場合のみ記入すること。						
3) 「再任用希望の校種」欄は、「市町村立小中学校(義務教育学校を含む。)」又は「県立学校」のいずれかを選択すること。						
4) 「希望勤務地」欄は、市町村立小中学校(義務教育学校を含む。)希望者は「市町村立小中学校」欄の、県立学校希望者は「県立学校」欄の勤務地の中からそれぞれ選択すること(複数選択することが望ましい。)						
5) 「その他特記事項」欄は、特に配慮を希望する事項等を記入すること。						

教育事務所の名称変更
に伴う様式の一部改正

備考

第2号議案

県立特別支援学校学則の一部改正について

県立特別支援学校学則(昭和43年宮城県教育委員会規則第6号)の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年10月12日提出

宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

県立特別支援学校学則の一部改正の概要

1 宮城県立小松島支援学校松陵校及び宮城県立西多賀支援学校関係

(1) 改正主旨

平成30年4月に開校する「宮城県立小松島支援学校松陵校」及び教育の種別を追加する「宮城県立西多賀支援学校」に関する所要の事項を定めるもの。

(2) 改正内容

① 教育の種別

別表第一（第一条の二関係）

学 校 名	教 育 の 種 別
宮城県立小松島支援学校松陵校	知的障害者に対する教育
宮城県立西多賀支援学校	病弱者及び知的障害者に対する教育

② 部の設置

別表第二（第二条関係）

学 校 名
宮城県立小松島支援学校松陵校

(3) 施行期日

平成30年4月1日

2 県立特別支援学校学則の一部改正の概要

(1) 改正の主旨

平成30年度県立特別支援学校高等部の入学希望等を勘案し、収容定員を変更するもの。

(2) 改正内容

	学 校 名	学 科	収 容 定 員							
			改 正 前				改 正 後			
			第1学年	第2学年	第3学年	計	第1学年	第2学年	第3学年	計
1	視覚支援学校	普 通 科	11	11	11	33	11	11	11	33
		保健医療科	8	8	8	24	8	8	8	24
2	聴覚支援学校	産業工芸科	8	8	8	24	8	8	8	24
		機械システム科	8	8	8	24	8	8	8	24
		被 服 科	8	8	8	24	8	8	8	24
		理 容 科	8	8	8	24	8	8	8	24
3	光明支援学校	普 通 科	33	46	60	139	36	33	46	115
4	小松島支援学校	普 通 科	30	35	32	97	34	30	35	99
5	西多賀支援学校	普 通 科	14	11	11	36	17	14	11	42
6	石巻支援学校	普 通 科	49	38	46	133	46	49	38	133
7	気仙沼支援学校	普 通 科	19	19	22	60	19	19	19	57
8	名取支援学校	普 通 科	33	46	38	117	24	33	46	103
9	角田支援学校	普 通 科	35	27	27	89	35	35	27	97
10	迫支援学校	普 通 科	27	19	27	73	27	27	19	73
11	金成支援学校	普 通 科	27	16	24	67	27	27	16	70
12	古川支援学校	普 通 科	30	35	35	100	27	30	35	92
13	船岡支援学校	普 通 科	20	20	20	60	20	20	20	60
14	山元支援学校	普 通 科	46	30	22	98	41	46	30	117
15	利府支援学校	普 通 科	35	30	43	108	33	35	30	98
16	岩沼高等学園	産業技術科	40	40	40	120	40	40	40	120
17	岩沼高等学園 川崎キャンパス	産業技術科	8	8		16	8	8	8	24
18	小牛田高等学園	普 通 科	16	24	24	64	24	16	24	64
19	女川高等学園	産業技術科	24	24		48	24	24	24	72
	合 計		537	519	522	1,578	533	537	519	1,589

ゴシック体が改正後に変更した人数

(3) 施行期日

平成30年4月1日

別紙

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則
県立特別支援学校学則（昭和四十三年宮城県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

宮城県立小松島支援学校	知的障害者に対する教育	を
宮城県立小松島支援学校	知的障害者に対する教育	に改め、
宮城県立小松島支援学校松陵校	知的障害者に対する教育	に改め、
宮城県立西多賀支援学校	病弱者に対する教育	を
宮城県立西多賀支援学校	病弱者及び知的障害者に対する教育	に改める。

別表第二中

宮城県立小松島支援学校

を

宮城県立小松島支援学校

宮城県立小松島支援学校松陵校

に改める。

別表第三第二号の表宮城県立光明支援学校の項中

三三
四六
六〇

を

三六
三三
四六

に改

め、同表宮城県立小松島支援学校の項中

三〇
三五
三二

を

三四
三〇
三五

に改め、同表宮城

県立西多賀支援学校の項中

一四
一一
一一

を

一七
一四
一一

に改め、同表宮城県立石巻支

援学校の項中

四九
三八
四六

を

四六
四九
三八

に改め、同表宮城県立気仙沼支援学校の項中

一九
一九
二二

を

一九
一九
一九

に改め、同表宮城県立名取支援学校の項中

八	四〇
八	四〇
	四〇

を

三五
三〇
四三

を

四六
三〇
二二

を

三〇
三五
三五

を

二七
一六
二四

を

二七
一九
二七

を

三五
二七
二七

を

三三
四六
三八

を

八	四〇
八	四〇
八	四〇

に改め、同表宮城県立支援学校小牛田高等学園の項中

三三
三五
三〇

に改め、同表宮城県立支援学校岩沼高等学園の項中

四一
四六
三〇

に改め、同表宮城県立利府支援学校の項中

二七
三〇
三五

に改め、同表宮城県立山元支援学校の項中

二七
二七
一六

に改め、同表宮城県立古川支援学校の項中

二七
二七
一九

に改め、同表宮城県立金成支援学校の項中

三五
三五
二七

に改め、同表宮城県立迫支援学校の項中

二四
三三
四六

に改め、同表宮城県立角田支援学校の項中

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則

二四	一六
二四	二四
	二四
を	を
二四	二四
二四	一六
二四	二四
に改める。	に改め、同表宮城県立支援学校女川高等学園の項中

改正後

改正前

第一条～第十七条 (略)

第一条～第十七条 (略)

別表第一（第一条の二関係）(略)

別表第一（第一条の二関係）(略)

学 校 名	教育の種別
宮城県立視覚支援学校	視覚障害者に対する教育
宮城県立聴覚支援学校	聴覚障害者に対する教育
宮城県立聴覚支援学校	聴覚障害者に対する教育
小牛田校	聴覚障害者に対する教育
宮城県立光明支援学校	知的障害者に対する教育
宮城県立小松島支援学校	知的障害者に対する教育
宮城県立小松島支援学校	知的障害者に対する教育
松陵校	知的障害者に対する教育
宮城県立拓桃支援学校	肢体不自由者及び病弱者に対する教育
宮城県立西多賀支援学校	病弱者及び知的障害者に対する教育
宮城県立石巻支援学校	知的障害者に対する教育
宮城県立気仙沼支援学校	知的障害者に対する教育
宮城県立名取支援学校	知的障害者に対する教育
宮城県立角田支援学校	知的障害者に対する教育
宮城県立角田支援学校	知的障害者に対する教育
白石校	知的障害者に対する教育

学 校 名	教育の種別
宮城県立視覚支援学校	視覚障害者に対する教育
宮城県立聴覚支援学校	聴覚障害者に対する教育
宮城県立聴覚支援学校	聴覚障害者に対する教育
小牛田校	聴覚障害者に対する教育
宮城県立光明支援学校	知的障害者に対する教育
宮城県立小松島支援学校	知的障害者に対する教育
宮城県立小松島支援学校	知的障害者に対する教育
宮城県立拓桃支援学校	肢体不自由者及び病弱者に対する教育
宮城県立西多賀支援学校	病弱者に対する教育
宮城県立石巻支援学校	知的障害者に対する教育
宮城県立気仙沼支援学校	知的障害者に対する教育
宮城県立名取支援学校	知的障害者に対する教育
宮城県立角田支援学校	知的障害者に対する教育
宮城県立角田支援学校	知的障害者に対する教育
白石校	知的障害者に対する教育

改正後

別表第二(第二条関係)

学 校 名

宮城県立視覚支援学校
 宮城県立聴覚支援学校
 宮城県立聴覚支援学校小牛田校
 宮城県立光明支援学校
 宮城県立小松島支援学校
 宮城県立小松島支援学校松陵校
 宮城県立拓桃支援学校
 宮城県立西多賀支援学校
 宮城県立石巻支援学校
 宮城県立気仙沼支援学校
 宮城県立名取支援学校
 宮城県立角田支援学校
 宮城県立角田支援学校白石校
 宮城県立迫支援学校
 宮城県立金成支援学校
 宮城県立古川支援学校
 宮城県立船岡支援学校
 宮城県立利府支援学校
 宮城県立山元支援学校

改正前

別表第二(第二条関係)

学 校 名

宮城県立視覚支援学校
 宮城県立聴覚支援学校
 宮城県立聴覚支援学校小牛田校
 宮城県立光明支援学校
 宮城県立小松島支援学校
 宮城県立拓桃支援学校
 宮城県立西多賀支援学校
 宮城県立石巻支援学校
 宮城県立気仙沼支援学校
 宮城県立名取支援学校
 宮城県立角田支援学校
 宮城県立角田支援学校白石校
 宮城県立迫支援学校
 宮城県立金成支援学校
 宮城県立古川支援学校
 宮城県立船岡支援学校
 宮城県立利府支援学校
 宮城県立山元支援学校

改正後

宮城県立利府支援学校富谷校
宮城県立利府支援学校塩釜校

別表第三(第二条関係)
一(略)
二 高等部

宮城県立聴覚支援学校							宮城県立視覚支援学校							学 校 名	
理 容 科	被 服 科	ム 科	機 械 シ ス テ	産 業 工 芸 科	保 健 理 療 科	普 通 科	学 科								
三 年	三 年	三 年	三 年	三 年	三 年	三 年	年 限 修 業								
八	八	八	八	八	八	一 一	学 第 一 年	収 容 定 員							
八	八	八	八	八	八	一 一	学 第 二 年								
八	八	八	八	八	八	一 一	学 第 三 年								

改正前

宮城県立利府支援学校富谷校
宮城県立利府支援学校塩釜校

別表第三(第二条関係)
一(略)
二 高等部

宮城県立聴覚支援学校							宮城県立視覚支援学校							学 校 名	
理 容 科	被 服 科	ム 科	機 械 シ ス テ	産 業 工 芸 科	保 健 理 療 科	普 通 科	学 科								
三 年	三 年	三 年	三 年	三 年	三 年	三 年	年 限 修 業								
八	八	八	八	八	八	一 一	学 第 一 年	収 容 定 員							
八	八	八	八	八	八	一 一	学 第 二 年								
八	八	八	八	八	八	一 一	学 第 三 年								

宮城県立古川支援学校	宮城県立金成支援学校	宮城県立迫支援学校	宮城県立角田支援学校	宮城県立名取支援学校	宮城県立気仙沼支援学校	宮城県立石巻支援学校	宮城県立西多賀支援学校	宮城県立小松島支援学校	宮城県立光明支援学校
普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科
三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年
二七	二七	二七	三五	二四	一九	四六	一七	三四	三六
三〇	二七	二七	三五	三三	一九	四九	一四	三〇	三三
三五	一六	一九	二七	四六	一九	三八	一一	三五	四六

改
正
後

宮城県立古川支援学校	宮城県立金成支援学校	宮城県立迫支援学校	宮城県立角田支援学校	宮城県立名取支援学校	宮城県立気仙沼支援学校	宮城県立石巻支援学校	宮城県立西多賀支援学校	宮城県立小松島支援学校	宮城県立光明支援学校
普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科
三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年
三〇	二七	二七	三五	三三	一九	四九	一四	三〇	三三
三五	一六	一九	二七	四六	一九	三八	一一	三五	四六
三五	二四	二七	二七	三八	二二	四六	一一	三二	六〇

改
正
前

改正後

宮城県立船岡支援学校	普通科	三年	二〇	二〇	二〇
宮城県立山元支援学校	普通科	三年	四一	四六	三〇
宮城県立利府支援学校	普通科	三年	三三	三五	三〇
宮城県立支援学校岩沼高等学園	産業技術科	三年	四〇	四〇	四〇
川崎キャンパス	産業技術科	三年	八	八	八
宮城県立支援学校小牛田高等学園	普通科	三年	二四	一六	二四
宮城県立支援学校女川高等学園	産業技術科	三年	二四	二四	二四

三 (略)
第一号様式～第六号様式

(略)

改正前

宮城県立船岡支援学校	普通科	三年	二〇	二〇	二〇
宮城県立山元支援学校	普通科	三年	四六	三〇	三二
宮城県立利府支援学校	普通科	三年	三五	三〇	四三
宮城県立支援学校岩沼高等学園	産業技術科	三年	四〇	四〇	四〇
川崎キャンパス	産業技術科	三年	八	八	一
宮城県立支援学校小牛田高等学園	普通科	三年	一六	二四	二四
宮城県立支援学校女川高等学園	産業技術科	三年	二四	二四	一

三 (略)
第一号様式～第六号様式

(略)

第3号議案

宮城県立高等学校学則の一部改正について

宮城県立高等学校学則（昭和25年宮城県教育委員会規則第33号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年10月12日提出

宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

宮城県立高等学校学則の一部改正の概要

1 改正の趣旨

県立学校条例の改正、「平成29、30年度県立高等学校組織編制計画」及び「平成28年度県立高等学校組織編制計画」の実施に伴う所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

(1) 平成29、30年度県立高等学校組織編制計画関係 学年制による全日制の課程（別表第1（第1条関係））

【再編統合】

（平成29年度）

学校名	学科名	収容定員		
		第1学年	第2学年	第3学年
気仙沼高等学校	普通科	5学級(200人)	6学級(240人)	6学級(240人)
気仙沼西高等学校	普通科	2学級(80人)	2学級(80人)	3学級(120人)



（平成30年度）

学校名	学科名	収容定員		
		第1学年	第2学年	第3学年
気仙沼高等学校	普通科	6学級(240人)	7学級(280人)	8学級(320人)

【学級減】

学校名	学科名	第1学年の収容定員	
泉松陵高等学校	普通科	1学級40人減	7学級(280人)→6学級(240人)
塩釜高等学校	普通科	1学級40人減	8学級(320人)→7学級(280人)
石巻西高等学校	普通科	1学級40人減	5学級(200人)→4学級(160人)

(2) 平成28年度県立高等学校組織編制計画関係 学年制による全日制の課程（別表第1（第1条関係））

【学科改編】

学校名	学科名	第3学年の収容定員	
角田高等学校	普通科	単位制に移行	4学級(160人)→4学級(160人)
多賀城高等学校	普通科	1学級40人減	7学級(280人)→6学級(240人)
	災害科学科	1学級40人増	H28新設

【募集停止】

学校名	学科名	第3学年の収容定員	
岩ヶ崎高等学校（鶯沢校舎）	創造工学科	1学級40人減	H28募集停止

【学級減】

学校名	学科名	第3学年の収容定員	
蔵王高等学校	普通科	1学級40人減	3学級(120人)→2学級(80人)
志津川高等学校	普通科	1学級40人減	3学級(120人)→2学級(80人)

3 施行期日

平成30年4月1日

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則

宮城県立高等学校学則（昭和二十五年宮城県教育委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表宮城県泉松陵高等学校の項中

二八〇
二八〇
二八〇

を

二四〇
二八〇
二八〇

に改め、同表宮城県塩釜高等学校の項中

三二〇
三二〇
三二〇

を

二八〇
三二〇
三二〇

に改め、同表宮城県気仙沼高等学校の項中

二〇〇
二四〇
二四〇

を

二四〇
二八〇
三二〇

に改め、同表宮城県気仙沼西高等学校及び宮城県角

田高等学校の項を削り、同表宮城県多賀城高等学校の項中

二八〇

を

二四〇
四〇

に改め、同表宮城県岩ヶ崎高等学校の項中

普通科	三年	男女	一二〇	一二〇	一二〇
創造工学科	三年	男女	一二〇	一二〇	一二〇
					四〇

を

普通科	三年	男女	一二〇	一二〇	一二〇
-----	----	----	-----	-----	-----

に改め、同表宮城県石巻西高等学校の項中

二〇〇	二〇〇	二〇〇
-----	-----	-----

を

一六〇	二〇〇	二〇〇
-----	-----	-----

に改め、同表宮城県蔵王高等学校の項中

一

を

八〇

に改め、同表宮城県志津川高等学校の項中

一二〇

を

八〇

に改める。

別表第一第二号の表宮城県角田高等学校の項中

一

を

一六〇

に改め、同表宮城県蔵王高等学校の項を削る。

この規則は、^{附則}平成三十年四月一日から施行する。

改正後

改正前

第一条～第三十条（略）

第一条～第三十条（略）

別表第一（第一条関係）

別表第一（第一条関係）

一 学年制による全日制の課程

一 学年制による全日制の課程

宮城県塩釜高等学校	普通科	三年	男女	二八〇	二八〇	二八〇	（略）	宮城県泉松陵高等学校	普通科	三年	男女	二四〇	二八〇	二八〇	（略）	学校名	学科	修業年限	男女の別	收容定員
宮城県気仙沼高等学校	普通科	三年	男女	二四〇	二八〇	二八〇		宮城県泉松陵高等学校	普通科	三年	男女	二四〇	二八〇	二八〇		学校名	学科	修業年限	男女の別	
宮城県気仙沼高等学校	普通科	三年	男女	二四〇	二八〇	二八〇		宮城県泉松陵高等学校	普通科	三年	男女	二四〇	二八〇	二八〇		学校名	学科	修業年限	男女の別	

宮城県塩釜高等学校	普通科	三年	男女	三二〇	三二〇	三二〇	（略）	宮城県泉松陵高等学校	普通科	三年	男女	二八〇	二八〇	二八〇	（略）	学校名	学科	修業年限	男女の別	收容定員
宮城県気仙沼高等学校	普通科	三年	男女	二〇〇	二四〇	二四〇		宮城県泉松陵高等学校	普通科	三年	男女	二八〇	二八〇	二八〇		学校名	学科	修業年限	男女の別	
宮城県気仙沼高等学校	普通科	三年	男女	二〇〇	二四〇	二四〇		宮城県泉松陵高等学校	普通科	三年	男女	二八〇	二八〇	二八〇		学校名	学科	修業年限	男女の別	

	宮城県石巻西 高等学校		宮城県岩ヶ崎 高等学校		宮城県多賀城 高等学校		宮城県農業 高等学校	
	普通科		普通科		普通科 災害科学科		農業科 園芸科 農業機械科 食品化学科 生活科	
(略)	三年	(略)	三年	(略)	三年		三年	(略)
(略)	男女	(略)	男女	(略)	男女		男女	(略)
	一六〇		一二〇		二四〇 四〇		四〇 四〇 四〇 八〇 四〇	
	二〇〇		一二〇		二四〇 四〇		四〇 四〇 四〇 八〇 四〇	
	二〇〇		一二〇		二四〇 四〇		四〇 四〇 四〇 八〇 四〇	

	宮城県石巻西 高等学校		宮城県岩ヶ崎 高等学校		宮城県多賀城 高等学校		宮城県農業 高等学校		宮城県気仙沼西 高等学校
	普通科		普通科 創造工学科		普通科 災害科学科		農業科 園芸科 農業機械科 食品化学科 生活科		普通科
(略)	三年	(略)	三年	(略)	三年		三年	(略)	三年
(略)	男女	(略)	男女	(略)	男女		男女	(略)	男女
	二〇〇		一二〇		二四〇 四〇		四〇 四〇 四〇 八〇 四〇		八〇
	二〇〇		一二〇		二四〇 四〇		四〇 四〇 四〇 八〇 四〇		八〇
	二〇〇		一二〇		二八〇 四〇		四〇 四〇 四〇 八〇 四〇		一二〇

二 単位制による全日制の課程

宮城県志津川高等学校	宮城県蔵王高等学校
普通科 情報ビジネス科	普通科
三年	三年
男女	男女
八〇	八〇
八〇	八〇
八〇	八〇

学校名	学科	修業年限	男女別	各年次収容定員
				年次一
				年次二
				年次三

宮城県角田高等学校	宮城県迫桜高等学校
普通科	普通科
三年	三年
男女	男女
一六〇	二〇〇
一六〇	二〇〇
一六〇	二〇〇

(略)

二 単位制による全日制の課程

宮城県志津川高等学校	宮城県蔵王高等学校
普通科 情報ビジネス科	普通科
三年	三年
男女	男女
八〇	八〇
八〇	八〇
一一〇	一一〇

学校名	学科	修業年限	男女別	各年次収容定員
				年次一
				年次二
				年次三

宮城県角田高等学校	宮城県迫桜高等学校	宮城県蔵王高等学校
普通科	普通科	普通科
三年	三年	三年
男女	男女	男女
一六〇	二〇〇	二〇〇
一六〇	二〇〇	二〇〇
二〇〇	二〇〇	二〇〇

(略)

別表第二(第一条関係) (略)

別表第三(第一条関係) (略)

別表第四(第一条関係) (略)

別記第一号様式、別記第四号様式 (略)

別表第二(第一条関係) (略)

別表第三(第一条関係) (略)

別表第四(第一条関係) (略)

別記第一号様式、別記第四号様式 (略)

平成２９年度みやぎ教育の日推進大会の開催について

- 1 目的 「みやぎ教育の日」の趣旨を県民に広めることにより、教育に対する県民の意識を高め、明日の宮城を担う子どもたちを育む。
- 2 日時 平成２９年１１月１日（水） 午後１時３０分から午後４時まで
- 3 会場 ホテル白萩 錦の間
- 4 主催 宮城県教育委員会 みやぎ教育の日推進協議会
- 5 内容
 - (１) 開会あいさつ（宮城県教育委員会、みやぎ教育の日推進協議会）
 - (２) 実践発表 大崎市立岩出山小学校 主幹教諭 早坂 潤氏
「地域と連携した持続可能な防災安全教育」
 - (３) アトラクション 山元町立山下第二小学校の児童
「山二小輪太鼓演奏」
 - (４) 講演 演題 「心の復興とは…」
～震災６年目の子どもたち～
講師 伊藤 克秀氏（宮城県スクールカウンセラー）
 - (５) 閉会あいさつ（みやぎ教育の日推進協議会）

みやぎ教育の日

資料



みやぎ教育の日推進協議会

みやぎ教育の日を定める条例

(平成十七年三月 宮城県条例第九十号)

(趣旨)

第一条 教育に対する県民の意識を高め、家庭、地域社会及び学校が連携して本県教育の充実と発展を図るとともに、明日の宮城を担う子どもたちをはぐくむため、みやぎ教育の日を設ける。

(みやぎ教育の日)

第二条 みやぎ教育の日は、十一月一日とする。

(みやぎ教育月間)

第三条 みやぎ教育の日の趣旨にふさわしい取組を行う期間として、毎年十一月をみやぎ教育月間とする。

(県の取組)

第四条 県は、みやぎ教育の日の趣旨を広く普及するための取組を行うよう努めるものとする。

- 2 県は、前項の取組を行うに当たっては、市町村その他の団体との連携に努めるものとする。
- 3 県は、市町村その他の団体が行うみやぎ教育の日の趣旨にふさわしい取組について、広く県民に参加を呼びかけるなど、必要な協力を行うものとする。

(県民の取組)

第五条 県民は、みやぎ教育の日の趣旨にふさわしい取組を行うよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

◎ 「教育の日」の制定の趣意と意義

○ 提言した趣意書 (平成14年7月1日付の記録一部修正)

国家百年の計は教育に在ると言われています。今日、日本の教育の現状をおもひみるに、生涯学習社会の形成を目指し「生きる力」の育成を意図した教育の改革が進んでおります。しかし、大戦後半世紀余を経た現在、国際化や情報化の進展、環境問題の発生等、急激な社会変化が進み、広範囲に亘り憂慮すべき状況が続発するものと考えざるを得ません。

この重大な状況を根底から改善するには、国際社会の中で主体的に生きることの出来る日本人の育成を目指した教育の振興・充実が必要です。そのために諸条件の改善・整備・充実をはかり、並びに生涯学習の振興に努めることが大切であると考えます。また教育に携わる人々が、その使命・役割を自覚し、志気を高め、国民から厚い信頼と尊敬を得て、意欲を持って充実した教育に当たることが肝要と考えております。

ここに、広く国民の間に「教育尊重の気運を高め、国民挙って教育の振興を期する日」としての「教育の日」を制定することの意義を見出しました。

このことが、我が国の教育の一層の充実と正常化を招き、更なる文化国家日本の建設への道であり、世界の国々から、より信頼を得ることになると確信いたしております。

つきましては、本会の意図する「教育の日」制定の趣意をご検討いただき、その実現にご参加、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○ 「教育の日」制定の意義

「教育の日」の制定推進が提唱されて以来9年が経過し、制定した都道府県や都市が増加の一途を辿っているが、全連退として「教育の日」制定の意義を再確認したい。

① 教育尊重の気運を高め、世論を喚起し、文化国家日本の建設に資する。 ② 国際社会で主体的に生きることのできる日本人の育成を目指した教育の振興につとめる。 ③ 教育関係者の志気を高め、使命・役割を自覚し、意欲を持って教育にあたることを推進する。

この意義から『家庭・学校・地域社会が 挙って教育の大切さを考える日』を全国各地に制定する必要を提唱している。

改正教育基本法の第13条(学校、家庭及び地域住民等の相互連携協力)は新設された条文で、学校、家庭及び地域住民その他関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。とあり各自治体で「教育の日」の制定推進の必要性を強調しているように思われる。また、教育再生会議2次報告「社会総がかりで教育の基本にさかのぼって改革を推進する」にも地域の教育振興が必要であると述べている。なお、改正教育基本法は、第10条(家庭教育)の条文を新設し、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するための必要な施策を講ずるようつとめなければならない。と述べている。条文上からも「教育の日」の意義を確認し推進することが期待されている。

「みやぎ教育の日」県条例制定までの経過

1 「みやぎ教育の日」設定への始動

① 平成13年度後半

「教育の日」の趣旨、推進組織、推進方法等について県退職校長会事務局で検討先進県の情報収集

② 平成14年7月

県退職校長会事務局内に「教育の日」設定準備委員会を設置（専従者4名）

③ 平成14年9月

県退職校長会臨時理事会を開催し、「みやぎ教育の日」推進事業を承認

④ 平成14年9月～15年2月

「みやぎ教育の日」設定運動の推進にあたり教育関係機関（県教委、仙台市教委、市町村教委教育長協議会）に支援を要請

関係団体（教育及び育成団体）を訪問し、「みやぎ教育の日」設定に賛同を得る活動

2 「みやぎ教育の日・ウィーク」設定発起人会の設立

① 平成15年2月

主要協賛団体（19団体）の事務担当者会議を開催し、発起人会の結成について検討

② 平成15年3月

主要協賛団体代表者会を開催し、「みやぎ教育の日・ウィーク」設定推進発起人会を結成、協賛団体の拡大策を協議

③ 平成15年3月～5月

発起人会の協賛依頼に応じた12団体を加え31団体に拡大

3 「みやぎ教育の日」制定推進協議会の発足と活動

① 平成15年6月2日（県退職校長会総会）

「みやぎ教育の日」県条例制定に向けての運動を進める協議、宣言文を採択

② 平成15年6月25日（県退職校長会支部事務長会）

具体的な活動計画を提示し、署名活動の展開について協議

③ 平成15年7月29日

「みやぎ教育の日」制定推進協議会を31団体で結成

役員選出（会長 太宰道夫）と負担金（1団体1万円）を決定

署名活動の目標数（3万名）と配送及び集約の方法を決定

- ④ 平成15年7月～10月
「みやぎ教育の日」制定に関する要望書への署名活動を展開（署名数41, 719名）
- ⑤ 平成15年12月18日
第2回「みやぎ教育の日」制定推進協議会を開催
署名活動の集約結果と負担金の納入状況を報告
宮城県議会への請願書の案文及び紹介議員について協議
- ⑥ 平成16年1月
県議会議長・副議長及び各会派の政調会長、文教警察常任委員長・副委員長を訪問し、2月議会で取り上げてくれるよう要請
- ⑦ 平成16年2月～3月
県議会議員への陳情、常任委員会への傍聴活動を展開

4 「みやぎ教育の日」制定に向けての活動

- ① 平成16年4月21日
6名の紹介議員の署名を得、41, 719名の署名簿を付して、県議会議長に請願書を提出
- ② 平成16年4月～6月（県退職校長会理事会、総会、支部事務長会）
条例制定に向けての陳情、傍聴活動の展開について協議
- ③ 平成16年7月
「みやぎ教育の日」条例制定の請願について、県議会（第301回定例会－6月議会）で採択した旨の通知
- ④ 平成16年9月
県議会文教警察常任委員会で「みやぎ教育の日」に関する条例骨子案を協議した旨連絡
- ⑤ 平成16年12月2日
第3回「みやぎ教育の日」制定推進協議会を開催し、条例制定に向けての状況報告、制定後の推進組織、事業、負担金等について協議
- ⑥ 平成17年3月
2月議会に上程されることになり、3月16日文教警察常任委員会、3月18日本会議で議決、3月25日条例第90号「みやぎ教育の日を定める条例」が公布
施行は平成17年4月1日から

組織の総力を結集。「みやぎ教育の日」条例制定に向けて

「みやぎ教育の日」制定推進協議会

◆ 会員の皆様へ

会員の皆様には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、わが国の教育改革は、着々と進んでおりますが、急激な社会の変化に伴う社会及び教育上の諸問題が多発しており憂慮すべき状況にあります。

この現実を直視するとき、私達は広く県民の間に教育尊重の気運を高め、教育振興を期する日として「みやぎ教育の日」の制定運動が必要と考え趣旨の啓発に努めてきたところです。

この度、趣旨に賛同する教育及び青少年育成の関係団体で「みやぎ教育の日」制定推進協議会を結成し、運動を広く、確かなものとしていくために宮城県条例を制定するよう要望したいと考え、活動の一環として署名活動を展開することになりました。

つきましては、なにとぞご理解賜り、会員の皆様はもとより多くの方々のご協力をお願い申し上げます。

◎ 要望書は五名連記ですので、空欄のないようお願いいたします。

◎ 左の線にそって切り取り、各所属団体の事務局へ、そのうえ、十月十日まで制定推進協議会事務局へご提出ください。

「みやぎ教育の日」制定推進協議会構成団体（順不同）

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 宮城教育振興会 | 青少年のための宮城県民会議 |
| 宮城県青少年赤十字指導者協議会 | 宮城県地域婦人団体連絡協議会 |
| 宮城県青年団連絡協議会 | 宮城県子ども会育成連合会 |
| 宮城県手をつなぐ育成会 | 宮城県私立中学高等学校連合会 |
| 宮城県私立幼稚園連合会 | 仙台市私立幼稚園連合会 |
| 宮城県PTA連合会 | 仙台市PTA連合会 |
| 宮城県高等学校PTA連合会 | 宮城県私立幼稚園PTA連合会 |
| 宮城県私立小中高等学校父母連合会 | 仙台市私立幼稚園PTA連合会 |
| 宮城県特殊教育諸学校PTA連合会 | 宮城県園公立幼稚園長会 |
| 宮城県小学校長会 | 宮城県中学校長会 |
| 宮城県高等学校長協会 | 宮城県特殊学校長会 |
| 宮城県退職高等学校長会 | 宮城県公立小・中学校女性校長会 |
| 宮城県公立小・中学校退職女性校長・教頭会 | |
| 宮城県中学校体育連盟 | 宮城県連合小学校教育研究会 |
| 宮城県連合中学校教育研究会 | 宮城県小中学校教頭会 |
| 宮城県公立小中学校事務職員研究会 | 宮城県退職校長会 |

提出先 ☎九八〇一〇〇一三

仙台市青葉区花京院一丁目八二二〇五

宮城教育振興会内

宮城県退職校長会宛

☎〇三三二二二二一七〇三〇

「みやぎ教育の日」制定に関する要望

教育改革は、着々と進んでおりますが、急激な社会の変化に伴う社会及び教育上の諸問題が多発しており、憂慮しているところですが、この重大な状況を根底から改善するためには、県民ひとりひとりが一年に一日でも、仲間や地域社会の人々とお互いに教育の在り方を考え合うことを通して自覚を深め、教育尊重の気運を高めることが極めて大切であります。

県民の間に「教育尊重の気運を高め、県民こそが宮城の教育の振興を期する日」として「みやぎ教育の日」に関する県条例を制定して下さるよう署名をもって、特段のご配慮を要望いたします。

「みやぎ教育の日」制定推進協議会

住 所	氏 名

大会宣言

日本は、戦後半世紀を経てめざましい経済発展を遂げ、豊かな暮らしが実現するとともに、教育についても、さまざまな形で水準の向上が図られてきました。今日、社会の教育に対する関心はひときわ高まり、学校の指導力、家庭の教育力が話題に上らない日はありません。

わたくしたちの将来を託する子どもたちが、安心と潤いのある環境で学ぶには、教育に携わる人々がその使命を自覚することはもちろんのこと、県民一人ひとりが教育の重要性を再認識し、家庭、学校、地域が連携して教育尊重の気運を一層高めることが大切です。

わたくしたちは、「みやぎ教育の日を定める条例」が制定されたことを機会に、次代を担うみやぎの子どもたちの健やかな育成を目指して、次の活動を推進することを誓います。

- ・ あらゆる機会に条例の趣旨の普及・啓発に努めます。
- ・ 宮城県の学校教育目標である「主体的に考え生きる人づくり」「人々と支え合い生きる人づくり」「地球社会を生きる人づくり」の実現に協力します。
- ・ 学びと潤いに満ちた地域社会の実現に努めます。
- ・ 市町村及び各団体と連携を図り、教育尊重の気運が県全体に普及するよう努めます。

以上宣言します。

平成17年11月1日

みやぎ教育の日制定記念式典

志教育フォーラム２０１７の開催について

１ 趣 旨

広く県民に向けて、志教育に関する講演や志教育支援事業推進地区の実践事例、「みやぎの先人集『未来への架け橋』」を活用した授業実践報告等を行い、将来にわたり自らの生き方を主体的に探求する意欲をもつことの大切さを知らせ、「みやぎの志教育」の理念の普及・啓発と道德教育の充実を図る。

２ 主 催 宮城県教育委員会

３ 日 時 平成２９年１１月１９日（日） 午後１時３０分から午後４時まで

４ 会 場 宮城県庁講堂

５ 対 象 一般県民，教職員，教育関係者，保護者，児童生徒
（２５０名定員，最大３００名まで可）

６ 内 容

（１）開会行事（１５分）

- ① 開会宣言
- ② 開会の挨拶（教育長）
- ③ 来賓紹介

（２）第１部 ー基調講演（６０分）ー

演題 「志が未来をひらく～スポットライトをあびるまでの道のり～」

講師 杜 けあき 氏（女優）

（ 元宝塚雪組トップスター，みやぎ絆大使，おおさき宝大使，
宮城県共同募金会赤い羽根特使 ）

<休憩（１５分）>

（３）第２部 ー実践事例発表・ディスカッション（５０分）ー

- ① 「志教育支援事業」推進地区の取組紹介
栗原推進地区 栗原市立栗駒小学校 代表児童
村田推進地区 村田町立村田小学校，村田町立村田第一中学校，
村田高校 代表児童生徒
- ② 講師，代表児童生徒，会場参加者とのディスカッション
テーマ「志が未来をひらく」

（４）閉会行事（１０分）

- ① 御礼の挨拶（義務教育課長）
- ② 閉会宣言

7 参加申込み方法

(1) 一般県民（県民，学生等）

ファクシミリ又は義務教育課ホームページから事前申込み受付。先着順に入場整理券を返信。

(2) 幼稚園，小・中学校，高等学校及び特別支援学校（仙台市を除く）の児童生徒，保護者，教職員

参加申込書を学校等に提出。学校等は参加者を取りまとめ，ファクシミリ又は電子メールで義務教育課宛て提出。

(3) 各教育機関

参加者を取りまとめ，ファクシミリ又は電子メールで義務教育課宛て提出。

8 その他

(1) 入場は無料とする。

(2) 「県政だより」等で広く広報を行う。申込みの締切りは平成29年11月10日（金）を目安とする。（応募が300名になった時点で締切）

(3) 来場の際は，できるだけ公共交通機関を利用することを呼び掛ける。

志

教育フォーラム2017

志が未来をひらく



第1部 13:45～14:45

- 基調講演

第2部 15:00～15:50

- 実践発表
- パネルディスカッション

「志が未来をひらく」

— スポットライトをあびるまでの道のり —



■ 講師

杜 けあき さん (女優)

元宝塚雪組トップスター
みやぎ絆大使
おおさき宝大使
宮城県共同募金会赤い羽根特使



■ 実践発表

栗原市立栗駒小学校のみなさん
村田町立村田小学校のみなさん
村田町立村田第一中学校のみなさん
宮城県村田高等学校のみなさん

■ パネリスト

杜 けあき さん (女優)
村田地区のみなさん
栗原地区のみなさん

日時 平成29年11月19日(日) 13:30～16:00
会場 宮城県庁(行政庁舎2階)講堂 ※ 駐車場はありませんので、ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。
定員等 250名(事前申込必要) 入場無料
申込方法 一般の方:ファクシミリまたは電子メールで申し込みをしてください。(先着順に入場券を送付します。)

※ 詳しくは宮城県教育庁義務教育課ホームページをご覧ください。

児童生徒とご家族・教職員:各学校に配布した参加申込書で申し込みをしてください。

締切 平成29年11月10日(金)
問合せ先 宮城県教育庁義務教育課

TEL: 022-211-3643 FAX: 022-211-3691



宮城県教育庁
義務教育課
HPQRコード

題字「志」は、宮城県立気仙沼支援学校中学部2年生 菅野浩平さんの作品です。

みやぎ産業教育フェア（さんフェア宮城2017）の開催について

- 1 目的：専門高校等における学習成果を広く紹介し、魅力的な教育内容について理解・関心を高めるとともに、次代につながる新たな産業教育のあり方を発信する。併せて、大会での発表・体験・交流を通じて、東日本大震災からの復興に寄与する次代を担う産業人・職業人としての意識啓発と志の醸成につなげる機会とする。
- 2 主催：みやぎ産業教育フェア実行委員会
（宮城県教育委員会 仙台市教育委員会 宮城県産業教育振興協会）
- 3 共催：宮城県，仙台市
- 4 後援：宮城県商工会議所連合会，仙台商工会議所，（一社）宮城県経営者協会，仙台経済同友会，宮城県中小企業団体中央会，宮城県中小企業家同友会，宮城県商工会連合会，（一社）宮城県法人会連合会，宮城県農業協同組合中央会，全国農業協同組合連合会宮城県本部，宮城県漁業協同組合，（株）河北新報社，日本放送協会仙台放送局，東北放送（株），（株）東日本放送，（株）仙台放送，（株）宮城テレビ放送，宮城県PTA連合会，宮城県高等学校PTA連合会，宮城県特別支援学校PTA等連絡協議会，宮城県高等学校長協会，宮城県特別支援学校長会，宮城県中学校長会，宮城県小学校長会，宮城県私立中学高等学校協会
- 5 期日：平成29年11月12日（日）午前10時から午後2時まで
「みやぎ教育月間中の開催」
- 6 会場：○県庁 1階 県民ロビー，玄関ホール
2階 講堂，講堂前ロビー，第二入札室
外部 玄関前駐車場
○勾当台公園 いこいのゾーン
- 7 参加校：○産業教育に関する専門高校等
① 農業 ② 工業 ③ 商業 ④ 水産
⑤ 家庭 ⑥ 看護 ⑦ 福祉
⑧ 特別支援学校
○参加予定校数及び参加者数
43校，1400名



8 内 容：①意見・体験発表

各学科研究発表大会等の優勝者による
発表など

②作品・研究発表

震災復興関係，クリーンエネルギー，
産業廃棄物関係の取組など

③作品展示

各学科の特徴的な作品の展示や説明など

④学校生産物展示販売

各学科の生産物品や企業連携による開発商品の販売など

⑤体験・実演

キッズビジネスタウン，ファッションショー，乳牛ふれあい体験
空気機関車乗車体験，介護福祉体験など

⑥その他

生徒実行委員会企画(スタンプラリーなど)



9 来場者数：3万5千人（想定）



平成29年度みやぎ産業教育フェア「さんフェア宮城2017」開催日程

日程 会場	内 容							
	平成29年11月12日(日)							
	10時	11時	12時	13時	14時			
① 県庁内	講堂(2階)	この時間はリハーサル中のため、入場不可。		○意見・体験発表 【11:20~13:00】 (各10分程度) 農業、工業、商業、水産、家庭、福祉 (講堂内：シールラリーポイント⑥)		○作品・研究発表 【13:00~13:40】 (40分) 家庭(ファッションショー)		
	講堂前ロビー(2階)及び第二入札室(2階)	○体験・実演 商業(キッズビジネスタウン) (就業体験：ハローワーク、銀行、清掃局、コンビニ、ヨーヨーすくい、射的、ビーズ製作、缶バッジ製作、新聞社等)				(シールラリーポイント④)		
	県民ロビー中央(1階)	○体験・実演・パネル展示 福祉(ハンドマッサージ、健康チェック、車いす乗車体験、学校紹介・パネル展示) 看護(学校紹介・パネル展示)				(シールラリーポイント⑦)		
	県民ロビー奥(1階)	○体験・実演 工業(電子工作LEDかぐや姫、レゴロボット、風力発電ミニカーの実演、木製小物製作、キャラクターキーホルダー製作、指笛の製作、実習作品展示、ネームプレート製作、木工作品展示、津波実験映像、ロボット実演、光ファイバー実演体験等)				(シールラリーポイント③)		
	玄関ホール(1階)	○作品展示、学校生産物展示販売、ワークショップ 特別支援(木工製品・陶芸製品・レトルトカレー・クッキー・コーヒー・ビーズ製品の製作体験・県内支援学校紹介パネルの展示)				(シールラリーポイント⑧)		
② 県庁正面玄関前	○体験・実演 家庭(ゆびあみ体験、遊べる折り紙体験、子どもの遊び体験、即席みそ汁づくり体験等)							
	○作品展示 学校紹介、実習風景、生産物・製作品・販売企画品等紹介		○学校生産物展示販売 水産(缶詰等) 家庭(トートバッグ、巾着袋、ティッシュケース等の手作り小物、焼き菓子、汁もの)				(シールラリーポイント⑤)	
③ 勾当台公園	○開会式 オープニング アトラクション あいさつ		○学科紹介 【10:30~11:30】 農業、工業、商業、水産、家庭、看護、福祉		○太鼓やダンス等、各団体によるステージ発表 【11:30~14:00】		○開会式 表彰 講評	
	○作品・研究発表 生産物・製作品・販売企画品等の作品や研究の発表		○作品展示 学校紹介、実習風景、生産物・製作品・販売企画品等紹介		○学校生産物展示販売 農業(季節の野菜・花等) 工業(実習製作品等) 商業(各種企画品等)		(シールラリーポイント②)	
○体験・実演 農業(乳牛のふれあい体験、フラワーアレンジメント体験等) 工業(圧縮空気機関車の乗車体験、自動車の分解組立実演等)		○その他 総合案内所(生徒実行委員会：シールラリー、被災地への募金活動等) (シールラリーポイント①) 総文祭ブース 県立高等技術専門学校PR						

シールラリーで
景品ゲット!

参加方法

4箇所以上のシールを貼り終えたら総合案内所(勾当台公園内)にGO! 景品と交換します。

1
生徒実行委員会

2
農業部

3
工業部

4
商業部

5
水産部

6
家庭部

7
看護部
福祉部

8
特別支援部

受付：11月12日(日)
10時30分~14時まで
景品引換：総合案内所
※1人1回の参加をお願いします。
※先着200名程度で景品がなくなり次第終了しますので御了承ください。

会場案内図



○公共交通機関を御利用ください。

○最寄りの駅など

【地下鉄】「勾当台公園駅」下車

【バス】「県庁市役所前」下車

お問合せ

みやぎ産業教育フェア 実行委員会

事務局 (宮城県教育庁高校教育課キャリア教育班内)

TEL: 022-211-3625

FAX: 022-211-3696

<http://www.pref.miyagi.jp/site/sub-jigyou/car-sanfair.html>

弾道ミサイル発射時の県教育委員会及び各学校の対応について

平成２９年９月８日に、文部科学省から「北朝鮮による弾道ミサイルの発射に係る対応について」の事務連絡があったことを受け、平成２９年９月１２日付けで、弾道ミサイル発射に係るＪアラート等作動時の行動、始業前における臨時休業の判断基準、弾道ミサイル落下時の行動に関するＱ＆Ａを加えて文書通知を行った。

また、平成２９年９月１５日に、文部科学省から「北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による情報伝達について」の事務連絡があったことから、既通知文書の一部修正を行い、平成２９年９月２５日付けで、全教職員での共通理解と児童生徒への適切な指導を行うように県立学校に対し文書通知を行った。

併せて、市町村教育委員会、総務部等に、ミサイル対応について検討する際の参考とするよう文書通知を行った。

【発出文書】

- 別紙１ 弾道ミサイル発射に係るＪアラート等作動時の行動
(H29.9.12 通知 → H29.9.25 更新)
- 別紙２ 始業前における臨時休業の判断基準
(H29.9.12 通知 → H29.9.25 更新)
- 別紙３ 弾道ミサイル落下時の行動に関するＱ＆Ａ
(H29.9.12 通知 → H29.9.25 改訂)
- 別紙 弾道ミサイル発射等に係る対応
(H29.9.25 通知)

平成29年9月25日
 高校教育課
 特別支援教育室
 スポーツ健康課

弾道ミサイル発射に係るJアラート等作動時の行動

時間帯	判断者	在校中	登下校中	在宅・外出中
		校長が判断	児童生徒等が判断	保護者等が判断
発射	他地域の方向に発射 (Jアラートは作動しない)	通常通り(情報収集は行う)		
	本県の方向に発射	避難行動 ①		
落下	日本の領海外に落下	通常生活に戻る		
	日本の領土・領海に落下	避難行動 ②		

避難行動 ①	落下物や爆発に備えた行動例
屋外にいる場合	・近くの建物の中や地下などに避難する。 ・近くに適切な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。
屋内にいる場合	・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。
自動車にいる場合	・車は燃料のガソリンなどに引火する恐れがあるため、車を止めて頑丈な建物や地下街などに避難する。 ・周囲に避難できる頑丈な建物や地下街などが無い場合、車から離れて地面に伏せ、頭部を守る。

※ 在校中に「避難行動①」をとり、Jアラート等の発信情報により、ミサイルが日本の上空を通過したことを確認後、避難行動の解除を校長が行う。

避難行動 ②	放射線等から身を守る行動例	
情報収集等	・弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため、テレビ・ラジオ・インターネット等を通して情報収集に努めるとともに、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動する。	
近くに着弾	屋外	・口と鼻をハンカチで覆いながら現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。
	屋内	・屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

※ 在校中に「避難行動②」をとる事態となった場合、避難行動の解除は県教育委員会が行う。

始業前における臨時休業の判断基準

平成29年9月25日
高校教育課
特別支援教育室
スポーツ健康課

1 基本的な考え方

臨時休業の取扱いは、基本的には校長の判断によることとされているが、日本の領土・領海内に弾道ミサイルが落下する事態は、極めて異例の状況と考えられることから、臨時休業とするか否かは、校長と県教育委員会の間においてあらかじめ定めておく必要がある。

2 ミサイルの落下地点別の判断基準

- | | | |
|---------------|---|------|
| ○ 日本の上空を通過 | ⇒ | 通常登校 |
| ○ 日本の領土・領海に落下 | ⇒ | 臨時休業 |

3 判断 → 通知 → 解除の流れ

- ① ミサイルが落下した場合は、落下地点別の判断基準に基づき、校長が「通常登校」か「臨時休業」かを判断する。
- ② 次のミサイルのことは考えず、その都度判断する。
- ③ ミサイルが日本の領海外に落下した場合は、県教委から各学校への連絡は特に行わない。
- ④ ミサイルが日本の領土・領海に落下し、「臨時休業」となった場合は、県教委から各学校に確認のための連絡をする。また、マスコミへの連絡は県教委が行う。
- ⑤ 「臨時休業」の解除の判断は、政府発表等の情報をもとに県教委が行い、各学校への通知及びマスコミへの連絡を行う。

弾道ミサイル落下時の行動に関するQ & A

9.25（改訂）

スポーツ健康課

Q 1 特別支援学校では、スクールバスでの登下校が多い。乗車中にJアラート等から緊急情報が発信された場合には、行動例にあるように必ず「バスを止めて、建物の中や地下等に避難しなければならない」のか。

スクールバスの避難行動については、既に一部業者が学校に連絡したケースもありますが、今後早急に県教委とバス会社による確認を行うこととします。

児童生徒の実情によっては、急な避難行動により強い不安を感じたり、ケガをしたりすることも考えられますので、必ずしもバスから降りず、車内で待機する対応があることについて、事前に保護者と確認しておくことが必要です。

Q 2 修学旅行や校外体験学習時等にJアラート等から緊急情報が発信された場合の避難行動について、どうすればよいのか。

どこにいても、落ち着いて、すばやく避難行動し、正確かつ迅速な情報収集が必要となります。児童生徒には、緊急時の対応の1つとして屋外にいる場合、屋内にいる場合などに分けて事前に指導しておくことが大事です。

Q 3 文部科学省事務連絡（H29.9.8付け）の別紙にミサイルが着弾した場合の行動例として、屋内にいる場合は換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉するとあるが、必ずこの行動をとらなければならないのか。

弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が異なります。まず窓は閉めますが、目張りについては行政からの指示や情報を確認してから行います。

Q 4 学校の始業時間の繰り下げについては、校長が判断して対応してよいのか。

公共交通機関の運休状況等の情報をもとに校長が判断することになります。

Q 5 臨時休業、始業時間の繰り下げ等の報告については、どこにするのか。

自然災害等による報告と同様、高等学校（県立中学校を含む）は高校教育課、特別支援学校は特別支援教育室に報告してください。

Q 6 日本国内でも、離島など本県から離れた地域にミサイルが落下した場合でも、臨時休業とするのか。

本県から遠く離れた場所にミサイルが落下した場合は、本県にはミサイルによる直接的な被害は生じないものと想定しています。

しかし、日本の領土・領海内にミサイルが打ち込まれる事態となった場合は、日本国全体の問題として非常事態となっていることも想定されることから、臨時休業とすることとしています。

Q 7 日本の領土・領海にミサイルの部品が落下した場合でも、臨時休業とするのか。

Jアラートから、「ミサイルが●●地方に落下した可能性があります。情報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい」と速報された場合、校長は、機械的に臨時休業の判断をします。

ただし、弾頭の種類等により避難の方法等は大きく異なってくるものと思われます。

Q 8 土曜日に日本の領土内にミサイルが落下した場合には、月曜日の臨時休業を即時に判断し、生徒に連絡するのか。

ミサイル落下の報道等により即時に臨時休業の判断をします。

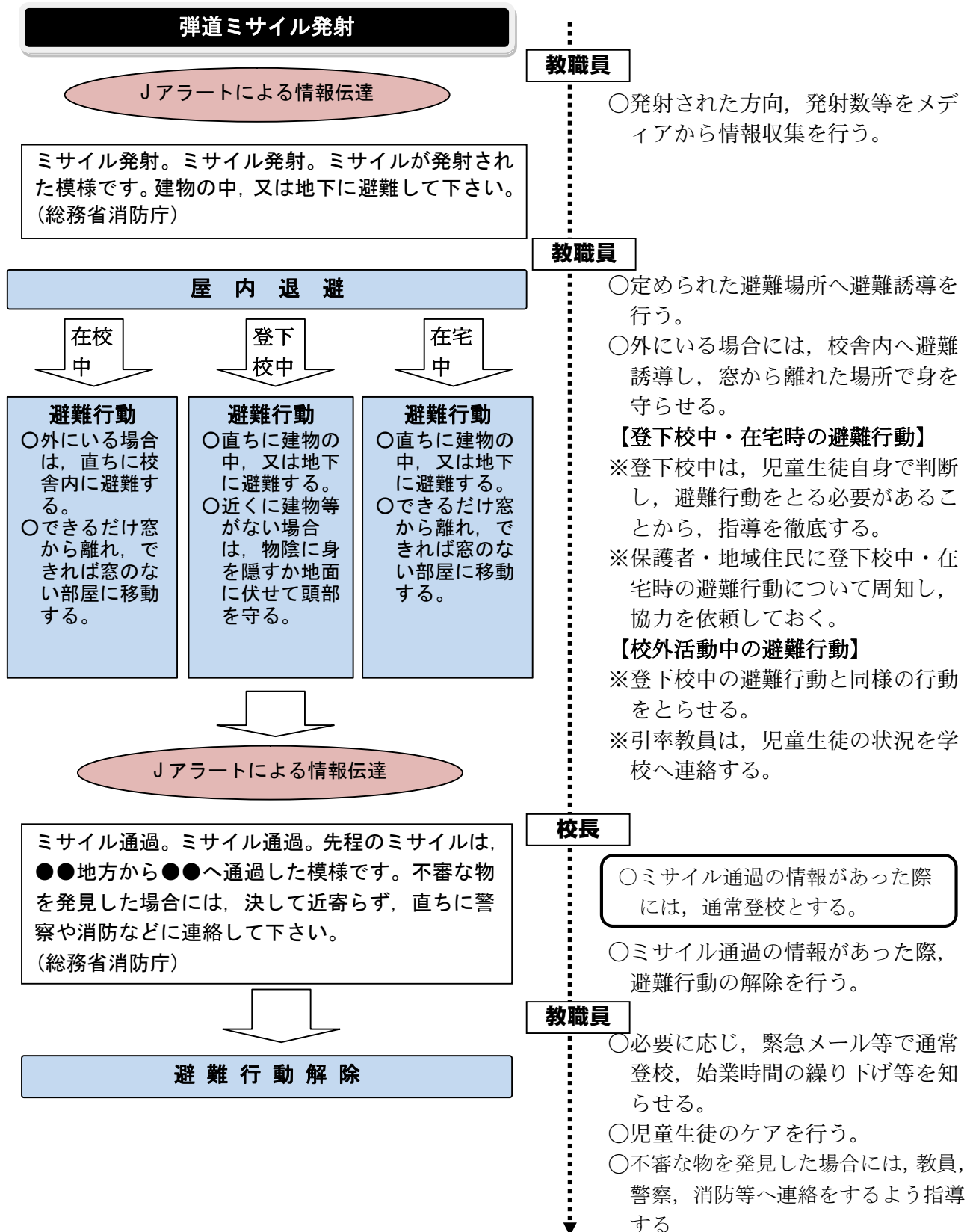
ただし、月曜日の朝までの間に政府から「安全である」との発表がなされ、県教委から各学校に臨時休業解除の連絡がなされる可能性もあることから、生徒への連絡は次のようになるものと想定しています。

「日本国内にミサイルが落下しました。緊急事態と考えられますので、政府発表等に注意し、安全な行動を継続してください。

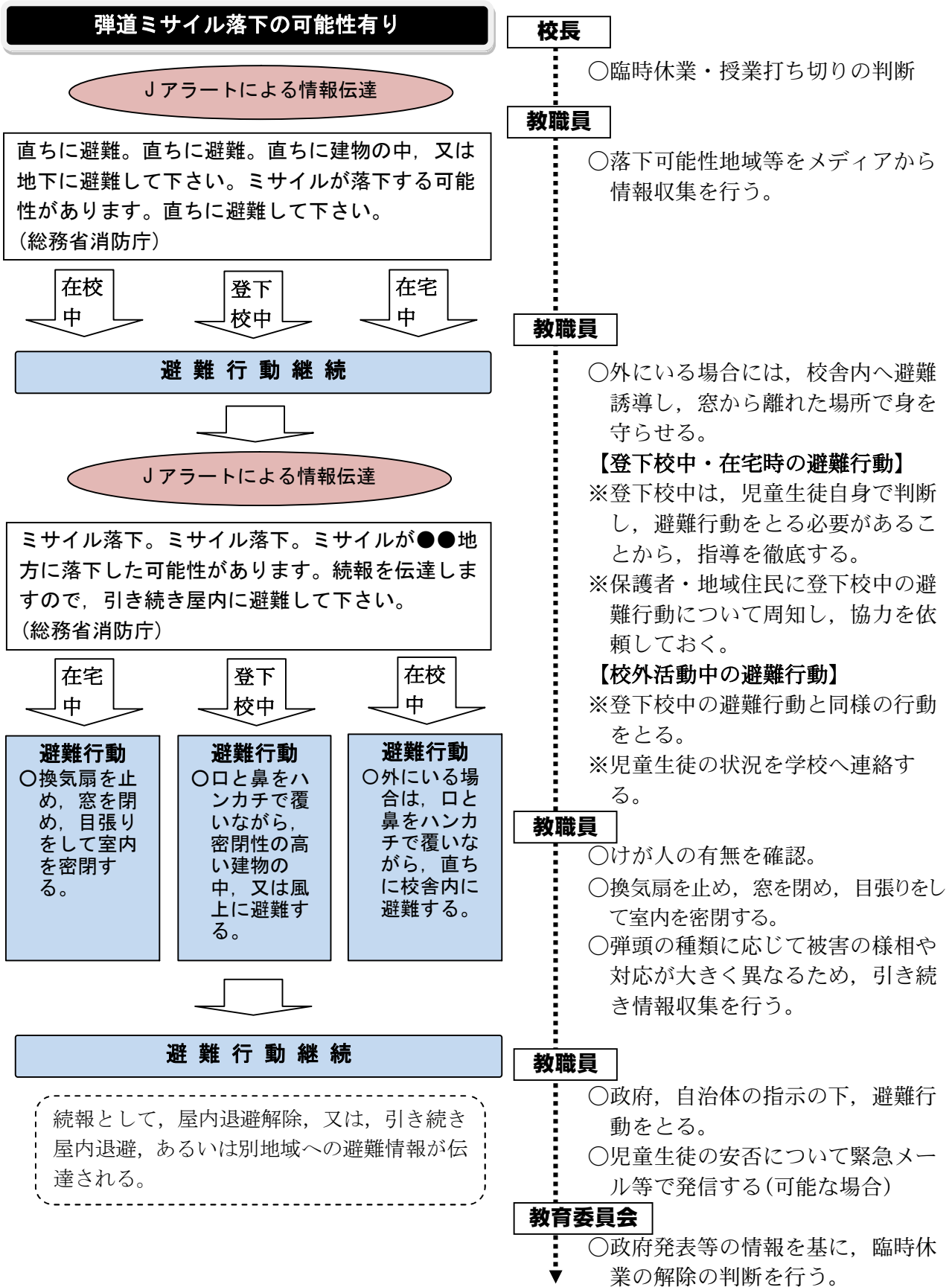
予め定めていたとおり、月曜日は臨時休業の予定となりますが、今後、政府から安全との広報があった場合は通常登校となる可能性もあります。その場合は、月曜日の●時（学校によって時刻が異なる可能性がある）までに連絡します。」

弾道ミサイル発射等に係る対応

(1) 弾道ミサイル発射時の対応 (日本に飛来する可能性のある場合)



(2) 弾道ミサイル落下時の対応 (日本の領土・領海に落下する可能性がある場合)



平成 29 年度防災教育を中心とした学校安全フォーラムの開催について

1. 目 的

宮城県教育委員会では東日本大震災の厳しい教訓を踏まえ、各学校園における防災教育の充実を図ると共に防災管理体制の整備を進めており、指導教材として防災教育副読本を作成・配布するとともに、その活用について推進協力校で研究開発を行っている。さらに、防犯を含む生活安全教育や交通安全教育についてもその重要性を認識し、児童生徒の安全・安心を守るための教職員研修等一層の充実を図ることとしている。

また、東北大学災害科学国際研究所においては第 3 回国連防災世界会議をきっかけに防災教育国際協働センターを設置し、防災教育日本連絡会や日本安全教育学会をはじめとした国内外のネットワーク構築、学際研究、人材育成を推進している。

震災から 6 年が経過した今、国連防災世界会議で採択された仙台宣言の実現に向け国際的な視野に立って、これまでの取組や活動について広く国内外に発信すると共に、研究機関や教育実践機関等が互いの取組について理解を深め、課題解決に向けた協議を行い、今後の防災教育を含む安全教育、安全体制の発展に資する。

2. 主 催

宮城県教育委員会 東北大学災害科学国際研究所防災教育国際協働センター

3. 共 催

岩沼市教育委員会

4. 後 援(申請中)

青森県教育委員会、岩手県教育委員会、福島県教育委員会、防災教育日本連絡会、日本安全教育学会、全国学校安全教育研究会、東京都学校安全教育研究会、学校安全教育研究所、大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター、宮城教育大学附属防災教育未来づくり総合研究センター、東北工業大学、東北地理学会

5. 日 時

平成 29 年 11 月 24 日（金）9 時 45 分開会（9：00 受付）

6. 会 場

岩沼市民会館（岩沼市里の杜一丁目 2-45 電話：0223-23-3450）

7. 参加対象

- (1) 教職員（安全担当主幹教諭、防災主任、養護教諭等）
- (2) 市町村教育委員会・教育事務所の学校安全担当者
- (3) 学校の P T A 会員
- (4) 大学等の研究機関関係者
- (5) その他の安全教育及び防災教育関係者 等

8. 日程及び内容

総合司会：定池 祐季(東北大学災害科学国際研究所)

時間	内 容
9:45 開会	(9:00 受付開始)
9:45~10:00	【開会行事】 あいさつ 高橋 仁(宮城県教育委員会・教育長) 百井 崇(岩沼市教育委員会・教育長) 佐藤 健(東北大学災害科学国際研究所教授, 防災教育国際協働センター長)
10:00~11:00	【特別講演】 「自然災害に対応する地域と連携した防災教育・防災体制の構築」 河田 恵昭(関西大学社会安全研究センター長・特別任命教授)
11:10~12:00	「フィリピン国タクロバン市におけるスーパー台風ハイエンからの教育復興と課題」 テルマ・C・クイタリグ(タクロバン市教育局長) 通訳:東洋英和女学院大学 准教授 桜井 愛子
12:00~13:00	昼食・休憩・展示発表
	全 体 会
	パネルディスカッション第Ⅰ部【震災の教訓を生かして】
13:00~14:30	パネリスト 青森県八戸市立多賀小学校 教 諭 石井 利正(実践発表) 宮城県東松島市立矢本第二中学校 主幹教諭 鈴木 国也(実践発表) 福島県立小高産業技術高等学校 校 長 鈴木 稔(実践発表) 熊本県益城町立飯野小学校 校 長 柴田 敏博(実践発表) 宮城教育大学 特任教授 堀越 清治 ファシリテーター: 宮城教育大学 准 教 授 小田 隆史
14:30~14:45	休憩
	パネルディスカッション第Ⅱ部【これからの災害に備えて】
14:45~16:00	パネリスト 岩手県立一関清明支援学校 教 諭 小原 光枝(実践発表) 宮城県南三陸町立志津川中学校 養護教諭 佐藤 幸(実践発表) 高知県立須崎高等学校 校 長 秋森 学(実践発表) 東北工業大学 教 授 小川 和久 ファシリテーター: 東北大学 教 授 佐藤 健
16:00~16:15	【閉会行事】 講評:吉門 直子 (文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 安全教育調査官) あいさつ 松本 文弘(宮城県教育庁スポーツ健康課 課長)
16:20	閉会, 解散